

第5章 横浜市の水道料金

水道事業は、利用者である横浜市民の生活と、高度に発達した現代社会のライフライン機能を支えるという極めて公共性の高い事業であり、その役割を将来にわたって確実に果たしていくためには、財政基盤を安定させることが不可欠です。

本市において、水道料金収入は水需要構造の変化等により減少しており、今後人口が減少すると、料金収入は更に減少する見込みであり、厳しい財政状況にあります。

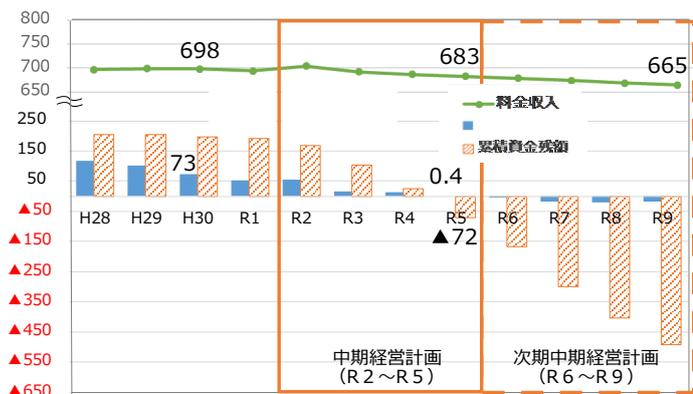
水道局では、職員数の削減など様々な経営効率化により、料金収入の減少に対応してきました。しかし、今後は職員数の大幅な削減を中心とする経費削減で対応することは困難な状況です。

こうした状況においても、水道施設の多くは昭和30年から40年代後半の高度経済成長期に整備したため老朽化が進んでおり、更新需要は増大しています。また、本市では、今後30年以内に震度6弱以上の地震が発生する確率が82%とされており、大地震に備えて早急に耐震化を進める必要があります。さらに、近年の工事費上昇により、更新・耐震化の事業費は今後も高い水準で推移する見込みです。今後も更新・耐震化を着実に進めることで、安全で良質な水道水を将来に向けて市民の皆さまにお届けし続けるため、令和3年7月に水道料金改定を行いました。

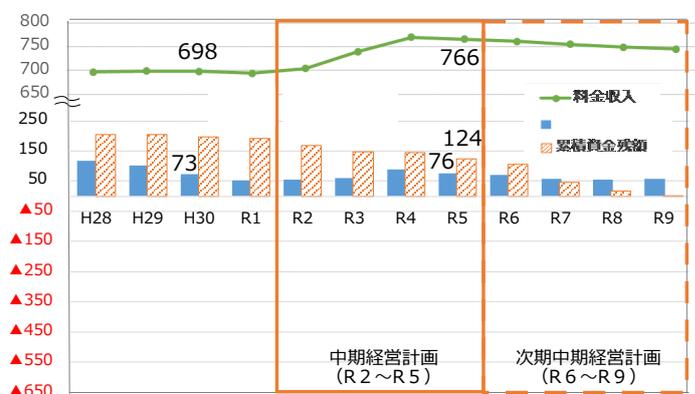
改定後の料金体系は、メーターの口径に応じた基本料金及び従量料金とする口径別料金体系を採用しています。これは、大きい口径のメーターほど予定使用水量が多く、施設の整備や維持管理に要する経費が多くなることに着目したものです。また、改定前の料金体系では、基本料金に1か月につき8m³の基本水量を含んでいましたが、使用水量に応じて水道料金をお支払いいただくため、基本水量を廃止しました。

口径ごとの基本料金と従量料金については、個々の使用者の改定率をできる限り平均改定率の12.0%に近づけるよう設定をしました。

料金改定前の財政収支計画



料金改定後の財政収支計画



(1) 令和3年7月料金改定

令和2年12月4日提 案
 令和2年12月17日可 決
 令和3年7月1日施 行

ア 水道料金表

用途及び メーター の口径	基本 料金	従量料金(1 m ³ につき)									
		1~8 m ³	9~ 10 m ³	11~ 20 m ³	21~ 30 m ³	31~ 50 m ³	51~ 100 m ³	101~ 300 m ³	301~ 1000 m ³	1001 m ³ ~	
一 般 用	13 mm	840 円	4 円	48 円	177 円	253 円	301 円	327 円	358 円	413 円	
	20 mm	845 円									
	25 mm	850 円									
	40 mm	10,150 円	25 円					329 円	364 円	419 円	463 円
	50 mm	10,500 円	20 円								
	75 mm	10,900 円	15 円								
	100 mm	12,000 円	10 円								
	150 mm	30,000 円	30 円								
	200 mm	42,000 円	20 円								
250 mm	52,000 円	10 円									
公衆浴場用	850 円	4 円	42 円								

(注) 消費税等相当額は含まない。

イ 料金改定の概要

(ア) 料金算定期間 令和3年9月から令和6年3月（2年7カ月）

(イ) 料金改定実施時期 令和3年7月1日

(ウ) 平均改定率 12.0%

(エ) 水道料金体系

・用途別料金体系→口径別料金体系

・基本水量

8 m³→廃止

・水量段階区分

一般用 口径 13～25mm 8段階

口径 40～100mm 5段階

口径150～250mm 4段階

公衆浴場用 2段階

・基本料金

790円→口径別に設定

・最低使用水量

口径13～25mm 8 m³

口径40～100mm 50 m³

口径150mm～ 100 m³

→ 廃止

(オ) 附帯意見

・「附帯意見」

水第2号議案

水需要の減少や水道施設の老朽化は、全国の水道事業者が直面する課題となっている。

横浜市においても同様に、節水機器の普及等により水道料金の減収が続いている中、高度経済成長期に整備された施設の老朽化が進んでいる。また、本市において、今後30年以内に大地震が発生する確率が高いことから、施設の更新・耐震化は喫緊の課題である。

一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大は、市民の生活や市内経済に大きな影響を与えている。

このような状況の中、水道料金の改定に当たっては、市民に負担を求める以上、徹底した経営努力を行うとともに、市民への十分な理解を得るための説明を尽くし、寄り添った対応が不可欠である。

そこで、次の事項について特段の努力を払われたい。

- 1 市民に対し十分な説明を行い、個別に丁寧に対応すること。
- 2 新型コロナウイルス感染症が、市民生活や市内経済に与える影響を考慮し、支払いが困難な方に対しては、当分の間支払いの猶予を継続すること。
- 3 ICTの活用などにより更なるサービスの向上や業務効率化を図り、徹底した経営努力を行うこと。
- 4 国に対して、補助金などの財政支援の強化を要望すること。
- 5 4年ごとに中期経営計画を策定する段階で、財政収支を検証し、その状況について市会に報告すること。

(参考) 平成13年4月料金改定

用途区分	水量区分 (m ³)	水道局原案		議会修正				
		料金単価 (円)	改定率 (%)	料金単価 (円)	修正減額 (円)	改定率 (%)		
家事用	(基本水量) 8	(基本料金) 810	9.5	13.3	(基本料金) 790	△ 20	6.8	11.3
	9～ 10	50	—		43	△ 7	—	
	11～ 20	161	8.1		158	△ 3	6.0	
	21～ 30	226	13.0		226		13.0	
	31～ 50	269	13.0		269		13.0	
	51～ 100	293	13.6		293		13.6	
	101～	320	9.6		320		9.6	
業務用	(基本水量) 8	(基本料金) 810	9.5	13.4	(基本料金) 790	△ 20	6.8	13.2
	9～ 10	50	—		43	△ 7	—	
	11～ 20	161	8.1		158	△ 3	6.0	
	21～ 30	226	13.0		226		13.0	
	31～ 50	269	13.0		269		13.0	
	51～ 100	293	13.6		293		13.6	
	101～ 300	320	13.5		320		13.5	
	301～ 1,000	369	14.2		369		14.2	
	1,001～	409	14.2		409		14.2	
			—				—	
公衆浴場用	(基本水量) 8	(基本料金) 810	9.5	10.2	(基本料金) 790	△ 20	6.8	5.3
	9～	44	10.0		42	△ 2	5.0	
全用途平均				13.4				12.1

(2) 水道利用加入金単価表

期間 メーター 口径	昭和48年5月～ 昭和50年11月	昭和50年12月～ 平成3年12月	平成4年1月～ 平成9年3月 (消費税3%転嫁)	平成9年4月～ 平成26年3月 (消費税5%転嫁)	平成26年4月～ 平成30年3月 (消費税8%転嫁)	平成30年4月～ 令和元年9月	令和元年10月～ (消費税10%転嫁)
13mm	100,000円 家事用新市民 100,000円	150,000円 家事用新市民 150,000円	154,500円 家事用新市民 154,500円	157,500円 家事用新市民 157,500円	162,000円 家事用新市民 162,000円	162,000円 家事用新市民 162,000円	165,000円 ※家事用戸建住宅 及び共同住宅につ いては1戸につき 82,500円
20mm	100,000円 家事用現市民 50,000円 (共同住宅につ いては1戸につ き100,000円)	75,000円 家事用現市民 75,000円 (共同住宅につ いては1戸につ き150,000円)	77,250円 家事用現市民 77,250円 (共同住宅につ いては1戸につ き154,500円)	78,750円 家事用現市民 78,750円 (共同住宅につ いては1戸につ き157,500円)	81,000円 家事用現市民 81,000円 (共同住宅につ いては1戸につ き162,000円)	81,000円 ※家事用戸建住宅 及び共同住宅につ いては1戸につ き81,000円	165,000円 ※家事用戸建住宅 及び共同住宅につ いては1戸につ き82,500円
25mm							
40mm	850,000円	1,275,000円	1,313,250円	1,338,750円	1,377,000円	1,377,000円	1,402,500円
50mm	1,300,000円	1,950,000円	2,008,500円	2,047,500円	2,106,000円	2,106,000円	2,145,000円
75mm	3,100,000円	4,650,000円	4,789,500円	4,882,500円	5,022,000円	5,022,000円	5,115,000円
100mm	5,300,000円	7,950,000円	8,188,500円	8,347,500円	8,586,000円	8,586,000円	8,745,000円
150mm	12,000,000円	18,000,000円	18,540,000円	18,900,000円	19,440,000円	19,440,000円	19,800,000円
200mm 以上	管理者が別に定める額						
200 mm	27,000,000円	40,500,000円	41,715,000円	42,525,000円	43,740,000円	43,740,000円	44,550,000円
250 mm	48,000,000円	72,000,000円	74,160,000円	75,600,000円	77,760,000円	77,760,000円	79,200,000円
300 mm	80,000,000円	120,000,000円	123,600,000円	126,000,000円	129,600,000円	129,600,000円	132,000,000円

(注) 現市民とは、給水装置工事申込時点において本市に引き続き3年以上住所を有する者をいう。

(3) 用途別・年度別給水戸数、有収水量、料金収入

区分 用途	年度	年間増加戸数	年度末給水戸数	年間延戸数	1戸1か月 平均使用水量
		戸	戸	戸	m3
家事用	30	5,205	1,744,929	20,955,564	14.39
	R元	11,651	1,756,580	21,058,683	14.28
	2	9,068	1,765,648	21,152,948	15.05
	3	9,307	1,774,955	21,284,595	14.73
業務用	30	16,960	128,617	1,495,591	51.70
	R元	7,873	136,490	1,637,139	46.40
	2	5,510	142,000	1,729,499	38.01
	3	5,041	147,041	1,786,009	37.65
一般用	4	17,085	1,939,081	23,219,497	16.11
	5	13,728	1,952,809	23,390,110	15.91
	6(予算)	-	1,979,926	23,566,643	15.93
公衆浴場用	30	△ 5	64	800	887.25
	R元	△ 2	62	763	889.26
	2	△ 4	58	709	907.42
	3	△ 1	57	686	920.65
	4	△ 3	54	692	917.69
	5	△ 1	53	638	955.64
	6(予算)	-	49	645	872.67
計	30	(△ 1,186) 22,160	(94,751) 1,873,610	22,451,955	16.91
	R元	(△ 3,341) 19,522	(91,410) 1,893,132	22,696,585	16.63
	2	(△ 1,382) 14,574	(90,028) 1,907,706	22,883,156	16.81
	3	(△ 1,928) 14,347	(88,100) 1,922,053	23,071,290	16.53
	4	(△ 3,817) 17,082	(84,283) 1,939,135	23,220,189	16.14
	5	(△ 3,657) 13,727	(80,626) 1,952,862	23,390,748	15.94
	6(予算)	-	1,979,975	23,567,288	15.96

(注) 年間増加戸数及び年度末給水戸数欄の () 内は、基本料金適用戸数で内数。

(注) 3年度の料金改定に伴い、家事用・業務用の用途区分は一般用に変更となりました。

年間有収水量 (船舶、消防除く)	構成比	1戸1か月 平均料金	年間水道料金 (税込)	構成比	1m3当たり 販売単価 (税込)
m3	%	円	円	%	円
301,644,670	79.44	2,061.72	43,204,418,413	61.93	143.23
300,822,173	79.70	2,052.00	43,212,369,351	62.29	143.65
318,385,467	82.75	2,227.70	47,122,413,659	67.79	148.00
313,597,768	82.21	2,307.14	49,106,631,613	66.40	156.59
77,324,798	20.37	17,736.03	26,525,846,779	38.02	343.04
75,959,928	20.12	15,958.43	26,126,161,183	37.66	343.95
65,734,111	17.08	12,931.27	22,364,610,267	32.17	340.23
67,242,495	17.63	13,898.98	24,823,708,393	33.56	369.17
374,030,391	99.83	3,288.44	76,355,894,714	99.96	204.14
372,204,260	99.84	3,271.67	76,524,763,729	99.96	205.60
375,462,133	99.85	3,233.42	76,200,813,895	99.97	202.95
709,801	0.19	40,797.33	32,637,866	0.05	45.98
678,507	0.18	41,240.20	31,466,275	0.05	46.38
643,358	0.17	42,518.98	30,145,956	0.04	46.86
631,564	0.16	43,146.10	29,598,225	0.04	46.86
635,039	0.17	42,992.00	29,750,461	0.04	46.85
609,701	0.16	44,752.70	28,552,224	0.04	46.83
562,870	0.15	37,222.04	24,008,214	0.03	42.65
379,679,269	100.00	3,107.21	69,762,903,058	100.00	183.74
377,460,608	100.00	3,056.41	69,369,996,809	100.00	183.78
384,762,936	100.00	3,037.92	69,517,169,882	100.00	180.68
381,471,827	100.00	3,025.71	73,959,938,231	100.00	193.88
374,665,430	100.00	3,289.62	76,385,645,175	100.00	203.88
372,813,961	100.00	3,272.80	76,553,315,953	100.00	205.34
376,025,003	100.00	3,234.35	76,224,822,109	100.00	202.71

(4) 用途別・段階別給水戸数、有収水量、料金収入
令和5 年度

区分	項目	年間延戸数	構成比	年間有収水量 (船舶、消防除く)	構成比	年間水道料金	構成比
		戸	%	m3	%	円	%
一般用	0 ～ 8	7,969,811	34.07	39,067,499	10.50	7,344,306,848	9.60
	9 ～ 10	1,913,554	8.18	18,291,351	4.91	3,342,304,018	4.37
	11 ～ 20	8,169,637	34.92	124,170,112	33.36	25,829,199,991	33.75
	21 ～ 30	4,022,795	17.20	98,223,014	26.39	11,954,801,810	15.62
	31 ～ 50	1,097,349	4.69	39,695,419	10.66	3,913,724,485	5.11
	51 ～ 100	113,460	0.49	8,770,701	2.36	2,846,853,848	3.72
	101 ～ 300	63,448	0.27	12,180,611	3.27	5,332,879,768	6.97
	301 ～ 1,000	29,482	0.13	14,140,417	3.80	6,819,552,130	8.91
	1,001 ～	10,574	0.05	17,665,136	4.75	9,141,140,831	11.95
計	23,390,110	100.00	372,204,260	100.00	76,524,763,729	100.00	
公衆浴場用	0 ～ 8	20	3.13	4,989	0.82	36,700	0.13
	9 ～	618	96.87	604,712	99.18	28,515,524	99.87
	計	638	100.00	609,701	100.00	28,552,224	100.00
	0 ～ 8	7,969,831	34.07	39,072,488	10.48	7,344,343,548	9.59
	9 ～	15,420,917	65.93	333,741,473	89.52	69,208,972,405	90.41
	計	23,390,748	100.00	372,813,961	100.00	76,553,315,953	100.00

※各項目ごとに四捨五入しているため、合計と内訳が一致しない場合があります。

(5) 用途別・基本超過別有収水量、料金収入
令和5 年度

区分		項目	年間有収水量 (船舶、消防除く)	構成比	年間水道料金	構成比
		m3	m3	%	円	%
一般用	0	～ 8	156,970,932	42.16	23,149,857,302	30.24
	9	～ 10	29,408,239	7.90	1,545,224,846	2.02
	11	～ 20	94,299,382	25.34	18,143,139,967	23.71
	21	～ 30	30,331,224	8.15	8,138,784,990	10.64
	31	～ 50	10,371,259	2.79	2,764,679,564	3.61
	51	～ 100	7,007,423	1.88	2,483,614,189	3.25
	101	～ 300	12,136,545	3.26	4,849,527,601	6.34
	301	～ 1,000	14,092,514	3.79	6,493,172,953	8.49
	1,001	～	17,586,742	4.73	8,956,762,317	11.70
	計	372,204,260	100.00	76,524,763,729	100.00	
公衆浴場用	0	～ 8	4,989	0.82	614,530	2.15
	9	～	604,712	99.18	27,937,694	97.85
		計	609,701	100.00	28,552,224	100.00
	0	～ 8	156,975,921	42.11	23,150,471,832	30.24
	9	～	215,838,040	57.89	53,402,844,121	69.76
		計	372,813,961	100.00	76,553,315,953	100.00

